

「国際海洋環境情報センターにおける平成 25 年度労働者派遣事業者」  
選定のための公募について

平成 25 年 4 月 26 日

独立行政法人海洋研究開発機構  
分任契約担当役総務部長 山西 恒義  
(公印省略)

独立行政法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「派遣法」という。）に基づき、派遣労働者の受入を予定しております。

つきましては、標記の通り公募を実施しますので、機構国際海洋環境情報センター（沖縄県名護市）への労働者派遣を希望する事業者は、下記に基づきご応募ください。

記

1. 公募件名

「国際海洋環境情報センターにおける平成 25 年度労働者派遣事業者」

2. 派遣事業者の選定について

機構は、応募者から提出された提案書により、別紙の評価基準に基づき審査し、審査評価点の上位複数社と「労働者派遣に関する基本契約書（以下、基本契約という。）」を締結します。なお、契約期間は 1 事業年度といたします。

3. 公募スケジュール

平成 25 年 4 月 26 日	公募開始
平成 25 年 5 月 10 日	公募締切日（要求事項の配布締切）
平成 25 年 5 月 15 日	提案書提出期限 提案書審査
平成 25 年 5 月 17 日	基本契約締結先事業者決定及び基本契約の締結
平成 25 年 5 月 20 日	平成 25 年度労働者派遣の発注、個別審査、個別契約書の締結
平成 25 年 6 月	契約開始

※基本契約締結先事業者決定以降については予定となります。

4. 要求事項の配布

平成 25 年 4 月 26 日（金）～平成 25 年 5 月 10 日（金）までの平日 10：00～17：30 までの間、

9. 問合せ先へ E-mail にて問合せること。問合せのあった派遣事業者に対して、電子メールにより配布

する。

## 5. 質問期限

平成 25 年 5 月 10 日（金） 17：30

※質問は E-Mail で 9. の問合せ先宛てに提出すること。

## 6. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 20 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 25・26・27 年度全省庁統一競争参加資格において「役務の提供」を取得している者であること。
- (3) 平成 25 年度において労働者派遣事業を業として行う許可を得ていること。
- (4) 全国の独立行政法人・大学等から、当該公募期間内に取引停止の措置を受けていないこと。
- (5) 機構の基本的な契約様式を受容し、労働者派遣にあたり機構諸規程に従うことが出来ること。
- (6) 4. 要求事項の配布を受けており、要求事項を満たす労働者派遣を実施可能であること。

## 7. 提案書の作成

応募者は、配布する要求事項に基づき、以下の提出書類を 5 部（原本 1 部、コピー 4 部）作成し、平成 25 年 5 月 15 日（水）12：00 までに「9. 各種書類の提出及び本件に関する問合せ先」に記載の提出先へ、書留による郵送（必着）又は持ち込みにより提出してください。

（提出書類）

- (1) 提案書表紙（代表者印押印のこと）
- (2) 提案書
  - ① 全省庁統一競争参加資格証のコピー
  - ② 会社概要（パンフレット等）
  - ③ 一般労働者派遣事業または特定労働者派遣事業の許可証コピー
  - ④ 実施体制図（派遣労働者のサポート体制、派遣元責任者・苦情処理担当者を記載のこと）
  - ⑤ 機構に労働者派遣を予定する貴社事業所における直近の事業報告書コピー
  - ⑥ 月毎のタイムシート（勤務表）の様式
  - ⑦ 平成 21 年から 23 年度における類似の受注実績
  - ⑧ 貴社派遣労働者に対する研修・サポート等の内容・実施回数・頻度
  - ⑨ 個人情報保護に関する社内規定、個人情報の管理体制図

※提出書類に不備があり、提出期限までに整備出来ない場合は、当該提案は無効となる場合がありますので、ご注意ください。

## 8. 審査について

審査に際しては、提出頂いた書類に関する内容の確認等を行う場合があります。審査終了後に結果をご連絡いたしますが、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

さい。

9. 各種書類の提出及び本件に関する問合せ先

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

独立行政法人海洋研究開発機構 総務部人事課 有村/羽田

E-Mail jinji@jamstec.go.jp

10. その他

- (1) 提案書及び契約書等は日本語で記載するものとし、本事業における見積及び支払い等には日本円を使用すること。
- (2) 提案書作成等、応募に要する費用等は応募者側の負担となります。
- (3) 提案書には、実行可能な作業のみ記載して下さい。
- (4) 提出書類は、本公募の審査のみに使用いたします。返却はいたしませんのでご了承ください。
- (5) 本件の調達は、機構の都合により契約締結前に取り止めとなる場合がありますのでご了承ください。

以上